

Ⅱ 公害被害救済制度関係法令集

○ 大分県公害被害救済措置条例

（昭和48年12月25日）
大分県条例第53号

部改正（平成17年9月30日）
大分県条例第56号

目 次

第一章 総則（第一条）

第二章 健康被害（第二条―第八条）

第三章 漁業被害（第九条―第十三条）

第四章 大分県健康被害認定審査会及び大分県漁業被害認定審査会（第十四条―第十九条）

第五章 雑則（第二十条―第二十三条）

附 則

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この条例は、事業活動その他の人の活動に伴って大気の汚染が生じ、その影響により人の健康に係る被害が発生した場合において、当該被害者に対し、医療費及び医療手当の支給を行い、又は事業活動その他の人の活動に伴って水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）が生じ、その影響により漁業に係る被害が発生した場合において、当該被害者に対し、被害額の補填等を行うことにより、当該被害の救済を図ることを目的とする。

第二章 健 康 被 害

（健康被害）

第二条 この条例の適用を受ける健康に係る被害は、知事が別に定める地域（以下「指定地域」という。）において発生し、事業活動その他の人の活動に伴って生じた大気の汚染の影響によるものと判断され、かつ、原因者が特定していない疾病にかかっていることをいう。

2 前項の規定により知事が地域を定める場合は、あわせて同項に規定する疾病を定めなければならない。

（認 定）

第三条 知事は、指定地域につき前条第二項の規定により定められた疾病にかかっている者が規則で定める要件に該当するときは、その者の申請に基づき、大分県健康被害認定審査会の意見をきいて、その者の当該疾病が当該指定地域に係る大気の汚染の影響によるものと判断されるものである旨の認定を行う。

（医療費の支給）

第四条 知事は、前条の認定を受けた者（以下「認定患者」という。）が当該認定に係る疾病について規則で定める医療を受けたときは、その者に対し、規則で定めるところにより医療費を支給する。

2 前項の規定は、認定患者が規則で定める事項に該当するに至ったときは、その者については、規則で定め

る期間を経過した日以後は適用しない。

(医療費の額等)

第五条 前条第一項の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額を限度とする。ただし、その者が当該疾病につき、規則で定める法令の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたときは、当該医療に要する費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額を限度とする。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

(医療手当の支給)

第六条 知事は、認定患者で、当該認定に係る疾病について第四条第一項に規定する医療を受けており、かつ、その病状が規則で定める病状の程度をこえるものに対し、規則で定めるところにより、医療手当を支給する。

2 第四条第二項の規定は、医療手当について準用する。

(支給の制限)

第七条 知事は、認定患者が正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったときは、医療費又は医療手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(認定の取消し)

第八条 知事は、大分県健康被害認定審査会の意見をきき、認定患者の当該認定に係る疾病が治つたと認めるときは、認定を取り消すものとする。

第三章 漁 業 被 害

(被害の態様)

第九条 この条例の適用を受ける漁業に係る被害は、県の沿岸または沿岸海域に発生した被害であつて、次の各号の一に該当し、かつ、その原因者が特定していないもの（以下「漁業被害」という。）とする。

一 沿岸海域に流出した油の付着により、第一種区画漁業に係る漁業権の内容となつているのり（種網を含む。）、わかめ及びかき並びに第三種区画漁業に係る漁業権の内容となつている貝類並びに第一種共同漁業に係る漁業権の内容となつている水産動植物が死亡し、又はその商品価値が減失し、若しくは低下した被害

二 赤潮により、第一種区画漁業及び第二種区画漁業に係る漁業権の内容となつている水産動物（漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）に規定する漁業共済事業の対象となつているものを除く。以下同じ。）、第三種区画漁業に係る漁業権の内容となつている貝類その他養殖中の水産動物（海水を利用するものに限る。次号において同じ。）、第一種共同漁業に係る漁業権の内容となつている水産動物及び第二種共同漁業に係る漁業権の内容となつている小型定置網又は固定式さし網により捕獲した水産動物（知事の許可を受けた固定式さし網により捕獲した水産動物を含む。以下同じ。）並びに蓄養中の水産動物が死亡した被害

三 知事が、大分県漁業被害認定審査会の意見を聴き、事業活動その他の人の活動に伴つて生じた水質の汚濁によるものと認めた被害で、第一種区画漁業及び第二種区画漁業に係る漁業権の内容となつている水産動物、第三種区画漁業に係る漁業権の内容となつている貝類その他養殖中の水産動物、第一種共同漁業に係る漁業権の内容となつている水産動植物及び第二種共同漁業に係る漁業権の内容となつている小型定置

網又は固定式さし網により捕獲した水産動物並びに蓄養中の水産動物が死亡したもの

四 知事が、沿岸海域の水産動植物の体内に人の健康に影響を及ぼし、又はそのおそれがある程度の量の有害物質を蓄積していると認めて当該海域及び水産動植物の種類を指定した場合において、当該海域で捕獲した当該水産動植物の販売が不能となった被害

(救済の対象者)

第十条 この条例の規定により漁業被害の救済を受けることができる者は、第三種区画漁業に係る漁業権の内容となつていない貝類及び第一種共同漁業に係る漁業権の内容となつていない水産動植物に係る被害にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）に規定する漁業協同組合（同法第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「漁業協同組合」という。）、その他の漁業被害にあつては同法第十八条第一項第一号の規定に該当する漁業協同組合の組合員のうち漁業を営む者並びに同項第二号及び第三号の規定に該当する漁業協同組合の組合員（第一種区画漁業に係る漁業権の内容となつていないのり及びかきに係る漁業被害にあつては、漁業災害補償法に規定する養殖共済の被共済者に限る。以下「組合員」という。）とする。

(認定)

第十一条 知事は、漁業被害を受けた漁業協同組合又は組合員から当該被害の補填を求める申請があつたときは、大分県漁業被害認定審査会の意見をきき、当該申請に係る漁業被害の態様が第九条の規定に、補填を求める者が前条の規定に、それぞれ適合する旨の認定を行う。

(被害額の補填)

第十二条 知事は、前条の認定を受けた者（以下「認定被害者」という。）に対し、次の各号に定めるところにより当該被害額の補填を行う。ただし、補填を求める者が、漁業協同組合にあつては一件の被害額が十万円以下、組合員にあつては一件（第九条第四号に規定する被害にあつては、一箇月分を一件とする。）の被害額が一万円以下の場合（第一種区画漁業及び第二種区画漁業に係る漁業権の内容となつていない水産動物並びに養殖中の水産動物（沿岸において海水を利用するものに限る。）に係る被害については、一件の被害数量が、被害発生前の当該水産動物の数量の十分の二以下の場合とする。）は、この限りでない。

- 一 認定被害者が漁業協同組合の場合にあつては、被害一件について二千万円を限度とし、被害の程度に応じ、予算の範囲内において規則で定める算定方法により算定した額
- 二 認定被害者が組合員の場合にあつては、被害一件（第九条第四号に規定する被害にあつては、一箇月分を一件とする。）について百万円を限度とし、被害の程度に応じ、予算の範囲内において規則で定める算定方法により算定した額

2 前項の場合において、認定被害者の当該被害額は、規則で定める算定基準に基づき、知事が、大分県漁業被害認定審査会の意見を聴いて決定する。

(利子補給)

第十三条 知事は、認定被害者が当該被害の回復を図るため規則で定める金融機関から資金の借入れをしたときは、前条第二項の規定により決定された被害額と同条第一項第一号又は第二号の規定による補填の限度額との差額の範囲内において規則で定めるところにより、当該認定被害者が当該借入金を借り入れた日から五年間に限り、利子補給を行うものとする。

第四章 大分県健康被害認定審査会及び大分県漁業被害認定審査会

(設 置)

第十四条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項その他知事が必要と認めて諮問した事項を調査審議するため、大分県健康被害認定審査会及び大分県漁業被害認定審査会（それぞれを以下「審査会」という。）を置く。

(組 織)

第十五条 審査会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、大分県健康被害認定審査会にあつては医学に関し学識経験を有する者のうちから、大分県漁業被害認定審査会にあつては漁業に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ知事が任命する。

(委員の任期)

第十六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第十七条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第十八条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会は、必要に応じ、関係者の意見をきくことができる。

(専門委員)

第十九条 審査会に、専門の事項を調査させるため、特に必要がある場合は、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、審査会の申出に基づいて知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

第五章 雑 則

(他の給付を受けた場合の返還等)

第二十条 知事は、認定患者又は認定被害者が当該認定に係る疾病又は漁業被害に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうちに医療費若しくは医療手当の支給又は被害額の補填若しくは利子補給に相当する給付があると認められるときは、その価額の限度において、医療費若しくは医療手当又は被害額の補填若しくは利子補給の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した医療費若しくは医療手当又は被害額の補填若しくは利子補給の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第二十一条 知事は、偽りその他不正の手段により医療費若しくは医療手当の支給又は被害額の補填若しくは利子補給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた医療費若しくは医療手当又は被害額の補填てん若しくは利子補給に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(原因者に対する求償)

第二十二条 知事は、医療費若しくは医療手当の支給又は被害額の補填てん若しくは利子補給を行つた後において、当該被害の原因者が特定したときは、当該被害の原因者に対し求償するものとする。

(委 任)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県公害被害救済措置条例の規定は、平成十七年七月一日から適用する。

○ 大分県公害被害救済措置条例施行規則

(昭和49年4月1日)
大分県規則第24号)

改正	(	昭和50年6月20日	規則第35号	)
		昭和52年7月19日	規則第28号	
		昭和59年7月17日	規則第33号	
		平成2年4月1日	規則第21号	
		平成9年4月1日	規則第43号	
		平成10年6月30日	規則第45号	
		平成11年12月27日	規則第66号	
		平成16年4月1日	規則第56号	
		平成22年4月1日	規則第20号	
		平成28年3月31日	規則第47号	
		平成31年3月29日	規則第16号	
		平成31年4月25日	規則第25号	)

目 次

- 第一章 総 則（第一条）
- 第二章 健康被害（第二条－第十四条）
- 第三章 漁業被害（第十五条－第二十六条）
- 第四章 雑 則（第二十七条－第二十九条）
- 附 則

第一章 総 則

（趣 旨）

第一条 この規則は、大分県公害被害救済措置条例（昭和四十八年大分県条例五十三号以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 健 康 被 害

（疾病の種類）

第二条 条例第二条第一項の疾病は、次に掲げるもの及びこれらの続発症とする。

- 一 慢性気管支炎
- 二 気管支ぜん息
- 三 ぜん息性気管支炎
- 四 肺気しゅ

（地域等の指定）

第三条 知事は、条例第二条第一項及び第二項の規定により地域及び疾病を指定する場合は、こららを告示するものとする。

（認定の要件）

第四条 条例第三条の規定で定める要件は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- 一 条例第二条第一項の規定により知事が定める地域（以下「指定地域」という。）の区域内に住所を有しており、かつ、申請の時まで引き続き当該指定地域内に住所を有する期間が三年（三歳に満たない者にあつては、六月）以上であること。
- 二 一日のうち八時間以上の時間を指定地域内において過ごすことが常態であり、かつ、その期間が引き続き五年以上であること。

（認定の申請等）

第五条 条例第三条の申請は、健康被害認定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて提出することにより行わなければならない。

- 一 認定を受けようとする疾病について、医師が当該申請の日前一月以内に作成した診断書
- 二 前条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書類

2 知事は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該認定を行わない旨の決定をしたときは、申請者に文書でその旨を通知するものとする。

（医療手帳の交付等）

第六条 知事は、条例第三条の認定を行ったときは、当該認定を受けた者（以下「認定患者」という。）に対し、医療手帳（第二号様式）を交付するものとする。

- 2 認定患者は、医療手帳を破り、汚し、又は失ったときは、医療手帳再交付申請書（第三号様式）により、知事に再交付を申請することができる。
- 3 医療手帳を破り、又は汚した認定患者が前項の申請をする場合には、申請書にその医療手帳を添えなければならない。
- 4 認定患者は、医療手帳の再交付を受けた後、失った医療手帳を発見したときは、速やかに、これを知事に返還しなければならない。

（医療の種類）

第七条 条例第四条第一項の規則で定める医療は、次に掲げるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

（医療費の支給の申請）

第八条 条例第四条第一項の規定による医療費の支給を受けようとする者は、医療費支給申請書（第四号様式）に、当該医療に要した費用の額を証する書類及び当該医療の内容を記載した書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（医療費の支給の停止）

第九条 条例第四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる場合のいずれかとし、同項の規則で定める期間は、三年とする。

- 一 当該指定地域外に住所を移したとき
- 二 一日のうち八時間以上の時間を当該指定地域において過ごすことが常態でなくなったとき
- 三 指定地域の全部又は一部が指定地域でなくなったことにより、指定地域に住所を有しなくなったとき
- 四 指定地域の全部又は一部が指定地域でなくなったことにより、指定地域内において一日のうち八時間以上の時間を過ごすことが常態でなくなったとき

（住所等の変更の届出）

第十条 認定患者は、前条第一号又は第二号に掲げる場合に該当するに至ったときは、住所等変更届（第五号様式）に医療手帳を添えて、速やかに、これを知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、認定患者が氏名を変更し、又は住所を変更した場合（前条第一号に規定する住所を変更した場合を除く。）に準用する。

（医療給付に係る法令）

第十一条 条例第五条第一項ただし書の規則で定める法令は、次に掲げる法律とする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）
- 四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）
- 五 船員法（昭和二十二年法律第百号）
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用する場合を含む。）
- 八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
- 九 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- 十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
- 十一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）

（医療手当の額等）

第十二条 条例第六条第一項に規定する医療手当は、月を単位として、次の表の上欄に掲げる病状の程度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を支給するものとする。

一 その月において第七条第四号の医療を受けることを要した日数が十五日以上のもの	一月につき 七千円
二 その月において第七条第四号の医療を受けることを要した日数が八日以上十四日以下のもの	一月につき 六千円
三 その月において第七条第四号の医療を受けることを要した日数が一日以上七日以下のもの	一月につき 五千円
四 その月において第七条第一号から第三号までの医療を受けることを要した日数が十五日以上のもの	一月につき 五千円
五 その月において第七条第一号から第三号までの医療を受けることを要した日数が四日以上十四日以下のもの	一月につき 四千円

- 2 医療手当の支給を受けようとする者は、第七条第一号から第四号までの医療を受けた各月分につき、医療手当支給申請書（第六号様式）に前項の表の上欄の各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（認定取消しの通知）

第十三条 知事は、条例第八条の規定により認定を取り消したときは、認定患者に文書でその旨を通知するものとする。

（医療手帳の返還）

第十四条 認定患者は、当該認定に係る疾病が治ったとき、又は条例第四条第二項の規定により医療費の支給が受けられなくなったときは、速やかに、知事に医療手当を返還しなければならない。

第三章 漁業被害

（被害の速報）

第十五条 条例第九条第一号、第二号及び第三号に規定する被害が発生したときは、当該被害を受けた者は、直ちに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）に規定する漁業協同組合（同法第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「漁業協同組合」という。）に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた漁業協同組合は、速やかに、知事及び当該漁業協同組合の所在地の市町村長に通知するものとする。

（海域等の指定）

第十六条 知事は、条例第九条第四号の規定により海域及び水産動植物を指定する場合は、これらを告示するものとする。

（被害補填の申請）

第十七条 条例第十一条の申請は、漁業被害補填申請書（第七号様式）により、当該申請人の住所地の市町村長を経由して行うものとする。

（決定通知）

第十八条 知事は、条例第十一条の認定を行い、条例第十二条の被害額及び補填すべき額の決定を行ったときは、漁業被害補填決定通知書（第八号様式）により申請者に対し、被害額及び補填すべき額を通知するものとする。

- 2 知事は、当該申請に係る漁業被害の態様が条例第九条の規定に、若しくは当該申請者が条例第十条の規定に適合しないため、又は被害額若しくは被害数量が条例第十二条第一項ただし書の規定に該当するため被害額の補填を行わない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に対して文書で通知するものとする。

（補填額の算定方法）

第十九条 条例第十二条第一項の規則で定める算定方法は、被害額を次の表の上欄に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に同表下欄に掲げる補填率を乗じて得た金額を合計するものとする。この場合において、合計額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は千円として計算する。

組合員の場合

被 害 金 額 の 区 分	補 填 率
一万円を超え十万円までの部分	百 パーセント
十万円を超え三十万円までの部分	八十パーセント
三十万円を超え五十万円までの部分	七十パーセント
五十万円を超える部分	六十パーセント

漁業協同組合の場合

被 害 金 額 の 区 分	補 填 率
十万円を超え百万円までの部分	百 パーセント
百万円を超え三百万円までの部分	八十パーセント
三百万円を超え五百万円までの部分	七十パーセント
五百万円を超える部分	六十パーセント

（被害額の算定基準）

第二十条 条例第十二条第二項の規則で定める算定基準は、次のとおりとする。

- 一 第三種区画漁業に係る漁業権の内容となっている貝類及び第一種共同漁業に係る漁業権の内容となっている水産動植物の被害については、被害数量のうち実際に採捕できると見込まれる数量に、被害を受けた時の販売予想価格を乗じて得た金額から、被害を受けなかった場合に必要と予想される採捕、出荷等に要する経費を減じた額
 - 二 養殖のり用種網の被害については、被害を受けた時の交換用の網の価格に採苗料を加えた額
 - 三 第一号に掲げる水産動植物以外の水産動植物の被害については、被害数量に被害を受けた時の販売予想価格を乗じて得た金額から、被害を受けなかった場合に必要と予想される出荷等に要する経費を減じた額
- 2 前項第一号及び第三号の規定にかかわらず、被害を受けた水産動植物のうち、被害を受けた時の販売予想価格の算定が困難であるものの被害については、知事が別に定める。

（養殖のり等の特例）

第二十一条 前二条の規定にかかわらず、第一種区画漁業に係る漁業権の内容となっているのり及びかきに係る被害の被害額及び補填すべき額の算定については、漁業災害補填法（昭和三十九年法律第百五十八号）に定める養殖共済の共済金算定の例による。

（補填金の請求）

第二十二条 第十八条第一項の規定により被害額及び補填すべき額の決定通知を受けた者（以下「補填対象被害者」という。）は、漁業被害補填金額請求書（第九号様式）を知事に提出しなければならない。

（指定金融機関）

第二十三条 条例第十三条の規則で定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）は、次のとおりとする。

- 一 農林中央金庫
- 二 大分県信用漁業協同組合連合会
- 三 水産業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合

（利子補給の基準）

第二十四条 条例第十三条の利子補給の対象となる借入れ資金（以下「利子補給対象資金」という。）に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 借入額が、第十八条第一項の規定により通知を受けた被害額から組合員にあっては百五十万円、漁業協同組合にあっては三千二百万円を控除した額の範囲内であること。
- 二 償還期限（据置期間を含む。）が五年以内のものであること。
- 三 据置期間が一年以内のものであること。
- 四 利率が年六・五パーセント以内のものであること。

（利子補給の方法）

第二十五条 条例第十三条の利子補給は、第十八条第一項の規定により通知を受けた者に利子補給対象資金を融資した指定金融機関に対して行うものとする。

（利子補給率）

第二十六条 利子補給対象資金に対する利子補給率は、次の表の上欄に掲げる指定金融機関ごとに、それぞれ下欄に掲げる率とする。

指 定 金 融 機 関	利 子 補 給 率
農 林 中 央 金 庫	年三・〇パーセント
大 分 県 信 用 漁 業 協 同 組 合 連 合 会	年三・三パーセント
漁 業 協 同 組 合	年三・五パーセント

第四章 雑 則

（関係者の協力）

第二十七条 知事は、条例第三条の規定による認定又は条例第十一条の規定による認定若しくは条例第十二条第二項の規定による被害額の決定に関して必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（審査会の幹事）

第二十八条 大分県漁業被害認定審査会（以下本条において「審査会」という。）に幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げる機関の職員のうちから、審査会の会長が指名する者をもって充てる。

- 一 生活環境部生活環境企画課

- 二 生活環境部環境保全課
- 三 農林水産部漁業管理課
- 四 農林水産部水産振興課
- 五 農林水産研究指導センター水産研究部
- 六 農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ

3 幹事は、審査会の所掌事務について、審査会の会長の命を受け、審査会の委員を補佐する。

(審査会の庶務)

第二十九条 大分県健康被害認定審査会の庶務は生活環境部において、大分県漁業被害認定審査会の庶務は農林水産部において、それぞれ行う。

附 則 この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年五月二十二日から適用する。(昭和五十年規則第三十五号)

附 則 この規則は、公布の日から施行する。(昭和五十二年規則第二十八号)

附 則 この規則は、公布の日から施行する。(昭和五十九年規則第三十三号)

附 則 この規則は、公布の日から施行する。(平成二年規則第二十一号)

附 則 この規則は、公布の日から施行する。(平成九年規則第四十三号)

附 則 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。(平成十一年規則第六十六号)

附 則 この規則は、公布の日から施行する。(平成十六年規則第五十六号)

附 則 この規則は、公布の日から施行する。(平成二十二年規則第二十号)

附 則 この規則は、公布の日から施行する。(平成二十八年規則第四十七号)

附 則 この規則は、公布の日から施行する。(平成三十一年規則第十六号)

附 則 この規則は、平成三十一年四月二十六日から施行する。(平成三十一年規則第二十五号)

第一号様式～第六号様式 省略

(1 ページ)

年 月 日

殿

申請者 { 住所
氏名又は
組合名

被害発生の日時、場所 日 時 年 月 日 時ごろ 場 所

被害を受けた
水産動植物

所屬漁業
協同組合名

漁業共済の種類、契約番号等

-13-

証 明 書

水産業協同組合法第18条第1項第1号に規定する
表記の申請者は、水産業協同組合法第18条第1項第2号(第3号)に
当漁業協同組合の組合員であって漁業を営む者であること
を証明します。
規定する当漁業協同組合の組合員であること

年 月 日

漁 業 協 同 組 合 名

代表者 氏 名

印

漁業被害に対する漁業協同組合の意見

漁業被害補填申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 { 住 所
氏名又は
組 合 名

⑤

大分県公害被害救済措置条例第11条の規定により被害額の補填を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

被害を受けた 水産動植物	
捕獲海域	
捕獲期間	年 月 日 ~ 年 月 日
捕獲数量 (販売不能数量)	
所属漁業 協同組合名	

備考 1 捕獲期間は1か月単位とし、1か月ごとにまとめて提出してください。

2 この申請書には次の書類を添付してください。

(1) 水産業協同組合法第18条第1項第1号に規定する組合員であって漁業を営む者であることの所属漁業協同組合の証明書

(2) 漁業協同組合等の捕獲数量証明書

-15-

第八号様式

漁業被害補填決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事



年 月 日付けで申請のあった漁業被害の補填については、次のとおり決定したので通知します。

なお、これに基づき、速やかに漁業被害補填金請求書を提出してください。

被害発生の日時・場所	日 時 場 所
被害を受けた 水産動植物	
被害の原因	
決定被害額	円
決定補填額	円

漁業被害補填金請求書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

請求者

氏名又は
組 合 名



年 月 日 第

号で通知のあった漁業被害の補填額

について、次のとおり請求します。

請 求 金 額	円
---------	---

所属漁業協同組合名

◎ 大分県公害被害救済等基金条例

(昭和49年3月29日)
大分県条例第16号)

(一部改正 昭和52. 3. 31、条例第11号)
平成14. 4. 1、条例第26号
平成15. 3. 20、条例第6号
平成16. 3. 31、条例第12号)

(設 置)

第一条 大分県公害被害救済措置条例（昭和四十八年大分県条例第五十三号）の規定による人の健康に係る被害及び漁業に係る被害についての救済事業並びに赤潮の発生に伴う漁業環境保全事業及び被害防止事業を円滑かつ効率的に行うため、大分県公害被害救済等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積 立 て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、予算の範囲内とする。

(管 理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実に有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処 分)

第六条 知事は、第一条に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、基金の一部を処分することができる。

(委 任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年条例第十一号）

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年条例第二十六号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年条例第六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年条例第十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎大分県公害被害救済事業等特別会計設置条例

(廃止 平成14. 4. 1、条例第26号)

◎ 大分県赤潮被害対策事業費補助金交付要綱

(昭和52. 6. 8 制定)

(趣 旨)

第一条 知事は、赤潮の被害防止又は被害の軽減を図るため、漁業協同組合が実施する次条に掲げる事業に要する経費に対し赤潮被害対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和四十三年大分県規則第二十七号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第二条 補助対象事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 漁場環境保全事業

赤潮の発生等により漁場としての効用が低下している海域において実施するたい積物除去事業

二 赤潮被害緊急防止事業

赤潮の被害防止又は被害の軽減を図るため、第一種区画漁業に係る漁業権の内容となっている水産動物及びその養殖施設について、当該漁業権を有する漁業協同組合が実施する被害緊急防止のための次に掲げる事業

ア 海水攪拌事業（漁船十隻以上を使用して行うものに限る。）

イ 養殖施設移動事業（いかだの台数が十台以上のものに限る。）

(補助対象事業採択の要件)

第三条 補助対象事業の採択の要件は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 漁場環境保全事業

一つの海域における赤潮の発生期間が十五日を超え、当該海域における当該赤潮の発生期間に係る漁獲量が、その発生期間に見合う通常の漁獲量の二十パーセントに満たない場合

二 赤潮被害緊急防止事業

赤潮の発生により、当該海域における畜養殖中の水産動物に甚大な被害をもたらすおそれがある場合において、直ちに、緊急防止措置を講ずることにより、被害の発生を未然に防止し、又は被害の発生を著しく軽減させることが十分見込める場合

(補助対象経費、補助限度額、補助率及び補助金の総額)

第四条 補助金の対象となる経費、補助限度額及び補助率は、次に定めるところとする。

対 象 事 業	事 業 種 目	経 費	補助限度額	補助率
漁場環境保全事業	漁場環境保全事業	漁業協同組合が事業種目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	5,000千円	10/10
赤潮被害緊急防止事業	海水攪拌事業 養殖施設移動事業	同 上	1,000千円	10/10

2 補助金の総額は、事業年度の前年度末の大分県公害被害救済等基金の十パーセントを超えない額の範囲内で定めるものとする。

(補助金の交付の申請)

第五条 補助金の交付を申請しようとする者は、赤潮被害対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 実施設計書

二 その他知事が必要と認める書類

2 規則第三条第三項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、規則第三条第二項第一号、第二号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第一項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に規程する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規程する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第六条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

一 補助事業計画又は経費の配分の変更をする場合は知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない変更であり、補助対象経費の事業種目間の経費の流用で、いずれか少ない額の二十パーセント以内である場合は、この限りでない。

二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けること。

三 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

四 第五条第三項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第九条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

五 第五条第三項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第十条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第3号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

六 その他大分県補助金等交付規則及び大分県赤潮被害対策事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

2 前項第一号の場合において知事の承認を受けようとする者は赤潮被害対策事業計画変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第七条 知事は、補助金の交付決定又は変更交付決定をしたときは赤潮被害対策事業費補助金（変更）交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(状況報告等)

第八条 知事は必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は当該職員に補助事業の状況及び帳簿その他の必要な物件を実地に検査させることができる。

2 補助事業者は、補助事業に着手し、又は補助事業を完了したときは、遅滞なく赤潮被害対策事業着手（完

了)届(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第九条 規則第十二条の規定による実績報告は、赤潮被害対策事業費補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了若しくは中止の承認を受けた日から起算して三十日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- 一 赤潮被害対策事業精算設計書
- 二 事業の経過及び完了を証する写真
- 三 検査調書の写し
- 四 領収書又は請求書の写し
- 五 その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第十条 規則第十三条の規定による通知は、赤潮被害対策事業費補助金の額の確定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第十一条 この補助金は、精算払いにより交付する。

(補助金の交付請求)

第十二条 第十条の規定による補助金の額の確定通知を受け補助金の交付を請求しようとするときは、赤潮被害対策事業費補助金交付請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第十三条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して五年間保存しなければならない。

(書類の経由)

第十四条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、第二条に掲げる補助対象事業ごとに作成し、それぞれ正副二部とし当該事業の施行地を所管する振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和五十二年度の予算に係る赤潮被害対策事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成十九年度の予算に係る赤潮被害対策事業費補助金から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年度赤潮被害対策事業費補助金交付申請書
(事業分)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名 印

年度赤潮被害対策事業費補助金 円の交付を受けたいので大分県赤潮被害対策事業費補助金交
付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業計画

(1) 総括

事業種目	事業主体	実施箇所	事業量	総事業費 (A+B+C)	補助事業に 要する経費 (A)	負担区分			備考
						県 (A)	漁協 (B)	その他 (C)	
				円	円	円	円	円	

3. 事業完了予定年月日

4. 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県 費	円	円	円	円	
漁 協 費					内訳 市町村負担金等
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
〇〇事業費	円	円	円	円	
計					

5. 添付書類

(1) 実施設計書

(2) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

年度赤潮被害対策事業中止（廃止）承認申請書
(事業分)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった赤潮被害対策事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県赤潮被害対策事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第3号様式（第6条関係）

年度赤潮被害対策事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書
(事業分)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった赤潮被害対策事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県赤潮被害対策事業費補助金交付要綱第6条第1項第5号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

金 門

- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額

金 円

- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額

金 円

- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

- ## 5 添付書類

- (1) 消費税等仕入控除税額集計表（別紙）
- (2) 消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）
- (3) その他参考となる書類

別紙

年度赤潮被害対策事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税及び 地方消費税 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等 仕入控除税額(A×B)	備 考

- (注) 1 「仕入に係る消費税及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第4号様式（第6条関係）

年度赤潮被害対策事業計画変更承認申請書
(事業分)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった赤潮被害対策事業について、下記のとおり計画を変更したいので、大分県赤潮被害対策事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により申請します。

記

1. 計画変更の理由
2. 変更事業の内容及び変更経費の配分

(1) 総 括

事業 種 目	計 画	事業 主 体	実 施 箇 所	事業量	総事業費 (A+B+C)	補助事業に 要する経費 (A)	負 担 区 分			備 考
							県(A)	漁協(B)	その他(C)	
	当 初 変 更				円	円	円	円	円	

(2) 変更設計書

第5号様式（第7条関係）

年度赤潮被害対策事業費(変更)交付決定通知書
(事業分)

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度赤潮被害対策事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県赤潮被害対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 事業種目

2. 補助対象経費 金 円

3. 補助金の交付決定額 金 円

4. 補助条件

- (1) 補助事業計画又は経費の配分の変更をする場合は知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない変更であり、補助対象経費の事業種目間の経費の流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内である場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (5) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第3号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (6) その他大分県補助金等交付規則及び大分県赤潮被害対策事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

第6号様式（第8条関係）

赤潮被害対策事業着手(完了)届
(事業分)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住所氏名

印

年 月 日赤潮被害対策事業に着手（完了）しましたのでお届けします。

第7号様式（第9条関係）

年度赤潮被害対策事業費補助金実績報告書
（事業分）

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった赤潮被害対策事業の実績を
大分県赤潮被害対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1. 事業の効果

2. 事業実績

(1) 総括

事業 種目	事業 主体	実施 箇所	事業量	総事業費 (A+B+C)	補助事業に 要する経費 (A)	負担区分			備 考
						県	(A) 漁協	(B) その他 (C)	
				円	円	円	円	円	

3. 事業完了年月日

4. 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県 費	円	円	円	円	
漁 協 費					内訳 市町村負担金等
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
〇〇事業費	円	円	円	円	
計					

5. 添付書類

- (1) 赤潮被害対策事業精算設計書
- (2) 事業の経過及び完了を証する写真
- (3) 検査調書の写し
- (4) 領収書または請求書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

第 8 号様式（第10条関係）

年度赤潮被害対策事業費補助金の額の確定通知書
(事業分)

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号をもって提出された 年度赤潮被害対策事業実績報告書
に基づき 年 月 日付け 第 号による交付決定の通知に係る補助金の額については、
下記のとおり確定したので、大分県赤潮被害対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円

第9号様式（第12条関係）

年度大分県赤潮被害対策事業費補助金交付請求書
(事業分)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった 年度赤潮被害対策事業費の精算額金 円を交付されるよう大分県赤潮被害対策事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

● 漁 業 法 (抄)

(昭和24.12.15)
(法律第267号)

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

3 この法律において「水産資源」とは、一定の水面に生息する水産動植物のうち有用なものをいう。

(適用範囲)

第三条 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第四条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。

第四章 漁業権及び沿岸漁場管理

第一節 総則

(定 義)

第六十条 この章において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 この章において「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 この章において「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて次に掲げるものをいう。

一 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル（沖縄県にあつては、十五メートル）以上であるもの（瀬戸内海（第一百五十二条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）におけるます網漁業並びに陸奥湾（陸奥湾の海面として農林水産大臣の指定するものをいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）

二 北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの

4 この章において「区画漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、竹、木その他の物によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの

5 この章において「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 海面（海面に準ずる湖沼として農林水産大臣が定めて告示する水面を含む。以下同じ。）

のうち農林水産大臣が定めて告示する湖沼に準ずる海面以外の水面（次号及び第四号において「特定海面」という。）において網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業以外のもの

三 第三種共同漁業 特定海面において営む地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業又はつきいそ漁業（第一号に掲げるものを除く。）

四 第四種共同漁業 特定海面において営む寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業

五 第五種共同漁業 内水面（海面以外の水面をいう。以下同じ。）又は第二号の湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第一号に掲げるもの以外のもの

6 この章において「動力漁船」とは、推進機関を備える船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 専ら漁業に従事する船舶

二 漁業に従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

三 専ら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

四 専ら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの

7 この章において「入漁権」とは、設定行為に基づき、他人の区画漁業権（その内容たる漁業を自ら営まない漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けるものに限る。）又は共同漁業権（以下この章において「団体漁業権」と総称する。）に属する漁場において当該団体漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

8 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

9 この章において「保全沿岸漁場」とは、漁業生産力の発展を図るため保全活動の円滑かつ計画的な実施を確保する必要がある沿岸漁場として都道府県知事が定めるものをいう。

第三節 漁業権

第四款 漁業権行使規則等

（組合員行使権）

第百五条 団体漁業権若しくは入漁権を有する漁業協同組合の組合員又は団体漁業権若しくは入漁権を有する漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員（いずれも漁業者又は漁業従事者であるものに限る。）であつて、当該団体漁業権又は入漁権に係る漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当するものは、当該漁業権行使規則又は入漁権行使規則に基づいて当該団体漁業権又は入漁権の範囲内において漁業を営む権利（以下「組合員行使権」という。）を有する。

（漁業権行使規則等）

第百六条 漁業権行使規則は、団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、団体漁業権ごとに制定するものとする。

2 入漁権行使規則は、入漁権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、入漁権ごとに制定するものとする。

3 漁業権行使規則及び入漁権行使規則（以下この条において「行使規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 組合員行使権を有する者（以下この項において「組合員行使権者」という。）の資格

二 漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、漁業を営むべき区域又は期間、当該漁業の方法その他組合員

行使権者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項

三 組合員行使権者がその有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該組合員行使権者に金銭を賦課するときは、その額

- 4 区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する団体漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会（総会の部会及び総代会を含む。）の決議前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第七十二条第二項第二号の要件に該当することにより同項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有するとされた者に係る団体漁業権にあつては、当該沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者））であつて当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならない。
- 5 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項（同法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。
- 6 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の三第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。
- 7 行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 8 都道府県知事は、申請に係る行使規則が不当に差別的であると認めるときは、これを認可してはならない。
- 9 第四項から第六項までの規定は漁業権行使規則の変更又は廃止について、第七項の規定は行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は行使規則の変更について準用する。この場合において、第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。
- 10 行使規則は、当該行使規則を制定した漁業協同組合の組合員又は漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員以外の者に対しては、効力を有しない。

● 漁業災害補償法（抄）

（昭和39. 7. 8）
（法律第 158 号）

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんするため、その協同組織を基盤とする漁業共済団体と政府とが行なう漁業災害補償の制度及びその健全かつ円滑な運営を確保するための措置を定めて、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とする。

（漁業災害補償の制度）

第二条 漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行う漁業共済事業、漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業又は漁業共済事業及び政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に關して必要な給付を行う制度とする。

（定 義）

第三条 この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 漁業を営む個人
- 二 漁業を営む漁業協同組合
- 三 漁業生産組合
- 四 漁業を営む法人（前二号に掲げる者を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が三千トン以下であるもの

第三章 漁業共済組合の漁業共済事業

第一節 通則

（漁業共済事業の種類）

第七十七条 組合が行う漁業共済事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 漁獲共済
- 二 養殖共済
- 三 特定養殖共済
- 四 漁業施設共済

（漁業共済事業の内容）

第七十八条 漁獲共済は、被共済者若しくはその構成員が営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額若しくは構成員を通ずる漁獲金額の合計額が共済限度額に達しない場合又は被共済者の構成員のうちにその営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものがある場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

2 養殖共済は、被共済者又はその構成員が営む養殖業に係る養殖水産動植物（養殖中の水産動植物をいう。以下同じ。）がその養殖中に流失した等の場合の被共済者又はその構成員の損害について、被共済者に対し

共済金を交付する事業とする。

- 3 特定養殖共済は、被共済者が営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額に達しない場合又は被共済者の構成員のうちにその営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が単位共済限度額に達しないものがある場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。
- 4 漁業施設共済は、被共済者が営む漁業の用に供する養殖施設又は漁具がその供用中に損壊し、流失した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

第三節 養殖共済

（養殖共済の対象とする養殖業及び区分）

第百十四条 養殖共済は、政令で定める養殖業につき行うものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

（共済目的及び共済事故）

第百十五条 養殖共済の共済目的は、養殖水産動植物であつて、政令で定めるものとする。

- 2 養殖共済の共済事故は、養殖中における死亡、発芽不良、滅失、流失及び逃亡並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

（被共済者の資格）

第百十六条 養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるものとする。

- 2 養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約者に関する制限）

第百十七条 養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする養殖業の種類ごとに、当該種類の養殖業に係る養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第百十八条 養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域（以下「単位漁場区域」という。）内（内水面において営む養殖業にあつては、一の事業場）においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることができるものの全てを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）がある場合にはその全てを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

- 2 一の養殖共済に係る共済契約において共済目的としている養殖水産動植物（農林水産省令で定める養殖水産動植物を除く。）は、重ねて、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

◎ 水産業協同組合法（抄）

（昭和23. 12. 15）
（法律第 242 号）

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。

（組合の種類）

第二条 水産業協同組合（以下この章及び第七章から第十章までにおいて「組合」という。）は、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会とする。

（組合の名称）

第三条 組合は、その名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会という文字を用いなければならない。

2 組合でないものは、その名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会という文字を用いてはならない。

（組合の目的）

第四条 組合は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

第二章 漁業協同組合

第一節 事 業

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- 三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 六 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- 七 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 八 漁場の利用に関する事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
- 九 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置
- 十 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百九条第一項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第六十条第八項に規定する保全活動その他漁場の管理
- 十一 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
- 十二 組合員の共済に関する事業

- 十三 組合員の福利厚生に関する事業
 - 十四 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供
 - 十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - 十六 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん
 - 十七 前各号の事業に附帯する事業
- 2 組合員に出資をさせない組合（以下この章において「非出資組合」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第四号又は第十二号の事業を行うことができない。
- 3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
- 一 手形の割引
 - 二 為替取引
 - 三 債務の保証又は手形の引受け
- 三の二 有価証券の売買等（有価証券の売買（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下この号及び第十一号において「有価証券関連デリバティブ取引」という。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引であつて、同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為に限る。以下同じ。）
- 四 有価証券の貸付け
- 五 国債等（国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱い
- 七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
- 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 九の二 振替業（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）
- 十 両替
- 十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又は有価証券関連デリバティブ取引を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 十二 前各号の事業に附帯する事業
- 4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
- 一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げ

- る有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。) 同法第三十三条第二項第一号に定める行為(同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)
- 二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券(前号に掲げる有価証券を除く。)金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第十一条の十六第二項、第十五条の十六第二項及び第八十七条の二第一項第二号を除き、以下同じ。)の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為
- 三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
- 5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項に規定する信託業務(以下「信託業務」という。)に係る事業
- 二 信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
- 三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業
- 6 組合は、前項第二号の事業を行う場合には、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。
- 7 第一項第十二号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(農林水産省令で定めるものに限る。)の事業を行うことができる。
- 8 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業(第三項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。)を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第四項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額(政令で定める事業については、政令で定める額)を超えてはならない。
- 9 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。
- 一 第一項第三号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者
- 二 第一項第四号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人
- 三 第一項第十二号及び第十三号の事業 組合員と世帯を同じくする者
- 10 組合は、第八項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。
- 一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの
- 二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの
- 三 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域(以下「漁港区域」という。)における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け(前二号に掲げるものを除く。)

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

第四節 組 合 員

(組合員たる資格)

第十八条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数を超える漁民
- 二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合
- 三 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（組合及び漁業生産組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が千五百トンから三千トンまでの間で定款で定めるトン数以下であるもの
- 2 漁業法第六十条第五項第五号に規定する内水面（第五項第一号及び第五十二条第八項において単に「内水面」という。）において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を主たる構成員とする組合（次項において「内水面組合」という。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、組合の地区内に住所を有し、かつ、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数を超える個人は、組合の組合員たる資格を有する。
- 3 組合は、定款の定めるところにより、第一項第一号又は前項の規定により組合員たる資格を有する個人を、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める者に限ることができる。
 - 一 組合（内水面組合を除く。） 漁業を営む日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数を超える者
 - 二 内水面組合 漁業を営む日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数を超える者（以下この号において「漁業経営者」という。）又は漁業経営者及び漁業に従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数を超える者
- 4 組合の地区が市町村又は特別区の区域を越えるものにあつては、定款の定めるところにより、前三項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限ることができる。
- 5 組合は、前各項に規定する者のほか、次に掲げる者であつて定款で定めるものを組合員たる資格を有する者として定めることができる。
 - 一 前各項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する者以外の漁民又は内水面において水産動植物の採捕、養殖若しくは増殖をする個人（漁民を除く。）
 - 一の二 前各項又は前号の規定による組合員と世帯を同じくする者その他当該組合の事業を利用することを相当とする者として政令で定める個人
 - 二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（組合及び第一項第二号若しくは第三号又は前項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する法人を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が三千トン以下であるもの
 - 三 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者又は常時使用する従業者の数が三百人以下である水産加工業を営む法人
 - 三の二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業（第十一条の三第一項に規定する遊漁船業をいう。）を営む者であつて、その常時使用する従業者の数が五十人以下であるもの
 - 四 当該組合の地区の全部又は一部を地区とする組合